

## 学校において予防すべき感染症による出席停止について

(令和8年5月更新)

学校は児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。そのため、次の感染症は、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。ご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 1 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準について

	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※第3種のその他の感染症には、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎などが含まれ、地域の感染状況等により出席停止になることがあります。医師の診断を受ける際に「感染拡大の恐れがあるため登校を控える必要があるかどうか」をご確認ください。

### 2 出席停止の手続きについて

